

# 酪農学園大学学生生活援護会規程

制定 1961(昭和36)年5月17日

最終改正 2021(令和3)年6月24日

## (名称)

第1条 本会は、酪農学園大学学生生活援護会と称する。

## (目的)

第2条 本会は、建学の精神に則る学生生活の充実と学風の発展を計るために学生ならびに大学院生の学生生活および諸活動を援護することを目的とする。

## (構成)

第3条 本会は、酪農学園大学学生・大学院生の全保護者、同窓生および職員をもって構成する。

## (事業)

第4条 本会は、第2条に定める目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 学生の体育・文化等の課外活動に対する奨励援助を行う。
- (2) 学生に対する短期貸付金制度（三愛金庫）を設ける。この規程は別に定める。
- (3) 学生の教育研究活動のために学生教育研究災害傷害保険に加入する。
- (4) 学資負担者の生活上での突然の変動により経済的困窮状態に至った学生・大学院生に対し、一時給付金を給付する。この規程は別に定める。
- (5) その他本会の目的に沿った事業を行う。

## (役員)

第5条 本会事業を行うため、次の役員を置く。

2 理事は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 教育センター長
- (2) 教育センター学生支援担当部長
- (3) 教育センター学生支援担当次長
- (4) 教育センター事務次長
- (5) クラブ顧問より2名（体育系、文化系から各1名）
- (6) 同窓生より2名
- (7) 保護者より3名（各学群より最低1名）
- (8) 教職員より2名（教職員の互選による。ただし、担当事務局を被選挙人より除く。）

3 監事は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 教職員より1名
- (2) 同窓生より1名

4 第2項第5号から第8号および第3項第1号から第2号までの役員任期は3年とし、再任を妨げない。また欠員発生時の役員任期は前任者の残任期間とする。

第6条 理事は理事会を組織し、会の業務について決定する。

- (1) 理事長は、第5条第2項の第7号理事より選出する。
- (2) 副理事長は、教育センター長ならびに学生支援担当部長がこれにあたる。

第7条 理事長は、第5条ならびに第6条に定める役員の任命を委嘱する。

- 2 理事長は、本会事業の円滑な運営のため、次のとおり理事会を招集するものとする。
  - (1) 予算・決算ならびに事業方針・報告等を審議するために毎年5月に理事会を招集する。
  - (2) その他必要に応じ臨時に理事会を招集する。
  - (3) 理事会は理事現員の3分の2以上の出席がなければ会議を開き議決することができない。

(会費等)

第8条 本会の運営は、会費・寄附金・基金ならびにその他の収入をもって行う。年会費は別表のとおりとする。

- 2 納付した会費は返付しない。ただし、下記の場合に限り返付を行う。
  - (1) 前学期4月30日までに休学願又は退学願を提出した者には、当該学期に徴収した在学生父母会費を返付する。
  - (2) 既に同窓生終身会費を納付している者が退学及び除籍した場合、徴収した同窓生終身会費を返付する。

(事業報告)

第9条 本会の会計年度は4月1日から3月31日までとし、会計・事業報告は、大学ホームページに公表する。

(事務局)

第10条 本会の事務局は、教育センター学生支援課に置く。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、学生生活援護会理事会の議を経て、学生生活援護会理事長が決定する。

附 則

- 1961 (昭和36)年5月17日 制定 (大学・短期大学学生会援護会)  
1968 (昭和43)年3月10日 制定 (短期大学第Ⅱ部学生会援護会)  
1977 (昭和52)年4月1日 改正 (大学・短期大学学生会援護会)  
1981 (昭和56)年4月1日 改正 (名称および規約の改正にともない大学・短期大学学生会後援会規約および短期大学Ⅱ部学生会後援会規約を本規程に統合する。)  
1981 (昭和56)年10月26日 改正 (昭和57年4月1日施行)  
1992 (平成4)年7月27日 改正 (平成4年4月1日施行)  
1995 (平成7)年2月1日 改正 (平成7年1月1日施行)

1999（平成 11）年 4 月 1 日 改正施行

2001（平成 13）年 6 月 6 日 改正（平成 13 年 4 月 1 日施行）

2012（平成 24）年 5 月 30 日 改正（平成 25 年 4 月 1 日施行）

2018（平成 30）年 9 月 30 日 改正（平成 30 年 10 月 1 日施行）

2020（令和 2 年）12 月 4 日改正（令和 3 年 4 月 1 日施行）

附 則

この規程は、2021（令和 3 年）年 6 月 24 日に改正し、2022（令和 4 年）年 4 月 1 日から施行する。